

# 歩行分析と保険適用について

## 歩行分析システムの活用に関連する保険適用項目と活用事例を説明

### 「診療報酬」の内訳

- ① サービス（診療行為）
- ② 使った物（薬・**材料**）
  - ・「薬剤料」：診療行為に伴い使用した医薬品の価格として
  - ・「**特定保険医療材料料**」：**医療材料（医療機器）の価格として**  
（予め設定されている材料価格基準（厚生労働大臣の定め）から算出）

### 保険点数項目

※診療報酬点数表 > 令和04年医科 > 第2章 特掲診療料 > 第3部 検査 > 第3節 生体検査料 > 区分

D250（平衡機能検査） > 5. 動作分析検査 … 250点（2500円相当）

### 運用事例

所見に基づく医師指示 → 医療スタッフによる歩行分析 → カルテ反映・診断活用

引用 <https://ipmdd.com/2018/09/2113.html>  
<https://tenshuya.html.xdomain.jp/04/f/0250.html>  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokuyuin/05\\_teikyuu\\_02.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokuyuin/05_teikyuu_02.html)

歩行分析システムの新規導入・運用開始において保険適用や運用フローの理解が重要

## D250 平衡機能検査

1 標準検査（一連につき）	20点
2 刺激又は負荷を加える特殊検査（1種目につき）	120点
3 頭位及び頭位変換眼振検査	
イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300点
□ その他の場合	140点
4 電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
□ その他の場合	260点
5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点



### 注

注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として200点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、1種目につき120点を所定点数に加算する。

# 適用条件

- D250 (5) 動作分析検査 (250点)
  - もともとは耳鼻咽喉科の関連疾患において設定された項目
  - 現在では、歩行分析を目的に実施が可能
- 条件
  - 医学的に必要であること(医師の判断)、薬事法の範囲内であること
  - 耳鼻咽喉科学的疾患のみならず、リハビリテーションの対象疾患、整形外科的疾患、脳血管系疾患、脳外科学的疾患、神経内科学的疾患など、その他の疾患にも適応してよい。
- 適用疾患
  - めまい等以外に明確な表記はなく、歩行の不安定性が認められる可能性のある疾患に適用できる
    - [詳細は下記参考文献引用]
  - 平衡機能障害以外の検査として行ってよい
  - 平衡機能障害に関する標準検査 ( D250 (1) ) を行う必要はない
  - 急性期、一般病床、非DPCであれば算定可
    - DPC : 包括医療費支払い制度
    - レセプト機関に医学的に認められるか、審査を担当する先生の判断に依存する可能性
- 参考文献
  - 日本リハビリテーション医学会 社会保険等委員会 : 医科診療報酬点数表「D250 平衡機能検査 5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査」を算定する場合の解釈について. Jpn J Rehabil Med VOL. 44 NO. 8 2007

**所見に基づく医師指示** → 医療スタッフによる歩行分析 → カルテ反映・診断活用

## 医師の診断所見に基づく指示（指示書作成）

カルテ番号：1234567890

患者氏名：○○○○

指示者：△△(医師) 指示日：2022年8月30日 代行入力者：××(PT)

### 【所見】

歩行不安定性が認められる  
ため歩行分析指示

### 【行為】

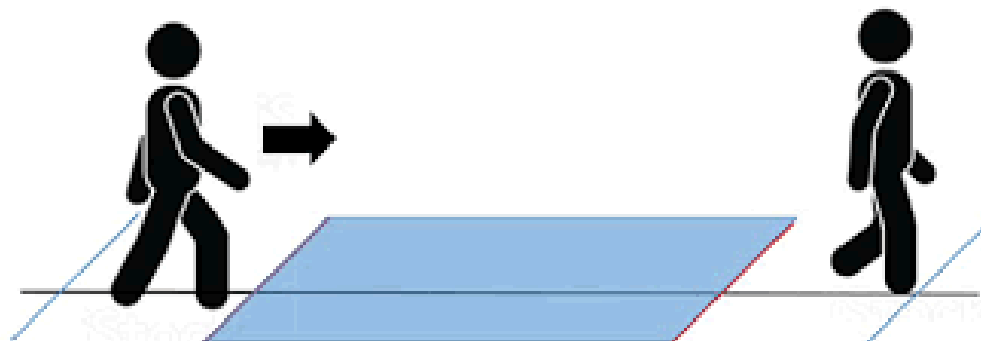
<算定項目> **D250：250点**  
<検査> 平衡機能検査（動作分析検査）  
<保険> 後期高齢者：1割負担

※実際の情報をデフォルメ

所見に基づく医師指示 → **医療スタッフによる歩行分析** → カルテ反映・診断活用

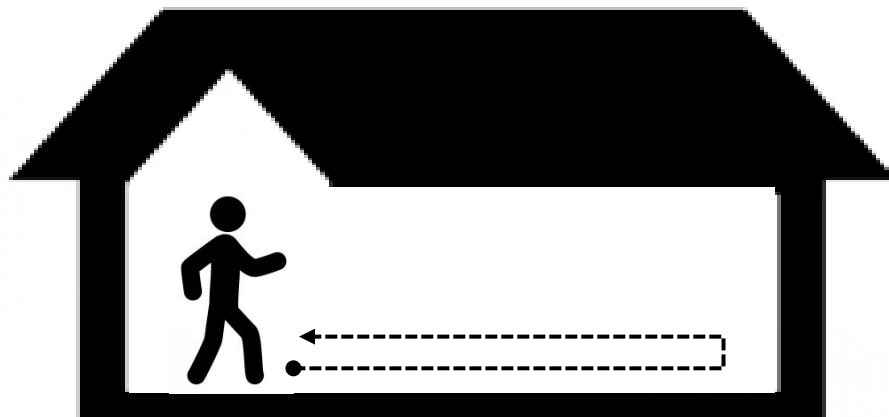
## 事例 1 : 院内医療

- ・院内での10m歩行テストと同時に歩行分析（動作分析検査）
- ・検査結果を電子カルテに反映

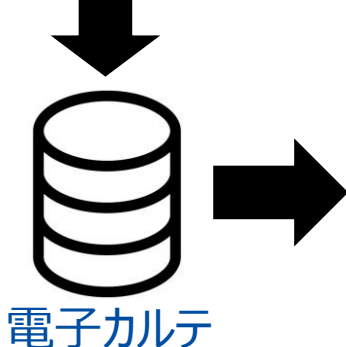
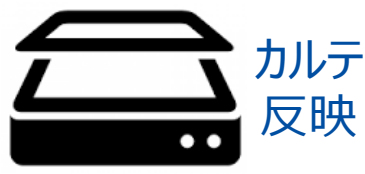
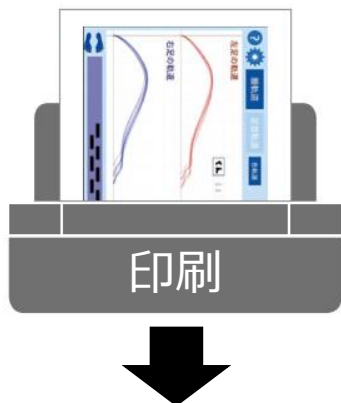
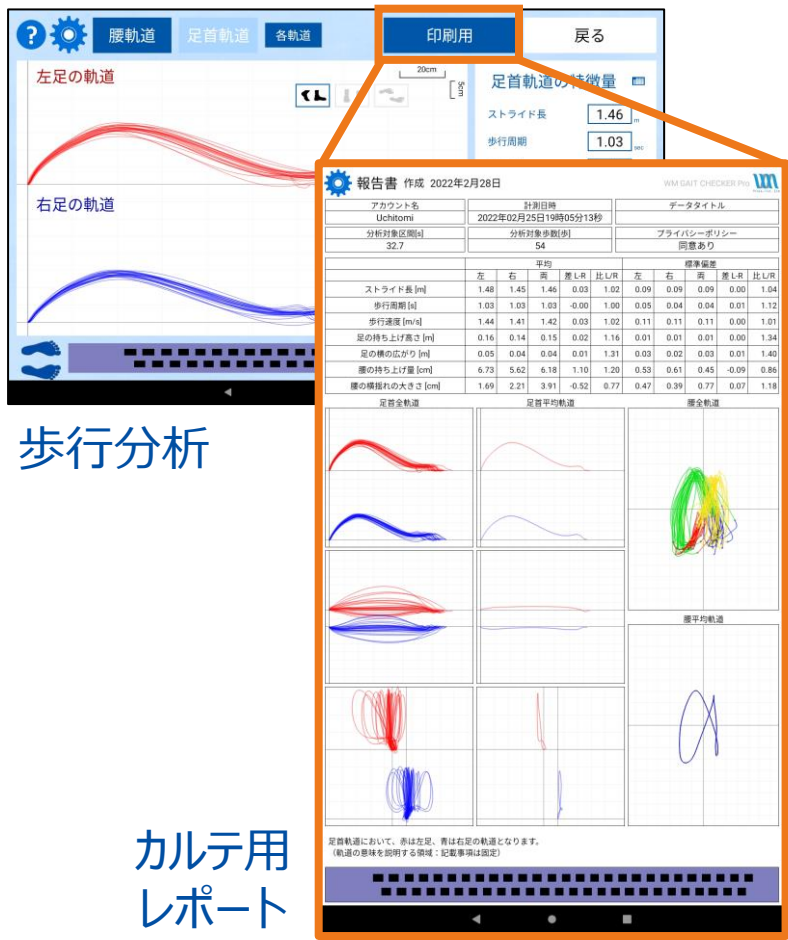


## 事例 2 : 在宅医療

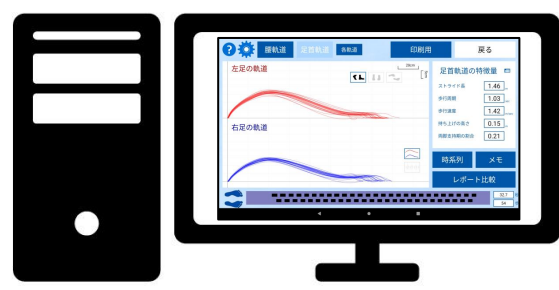
- ・患者自宅内で5～10mの歩行路を確保して歩行分析（動作分析検査）
- ・検査結果を電子カルテに反映



所見に基づく医師指示 → 医療スタッフによる歩行分析 → **カルテ反映・診断活用**



診察活用・レセプト処理



以上